

第3検討部会 会議録

会議の名称	第26回 第3検討部会
開催日時	平成20年10月29日(水)午後18時35分から20時45分
開催場所	川口市職員会館 講座室B
出席者	(部会長代理) 鈴木委員 (委員) 佐々木委員、阿部委員、浅羽委員、伊田(清)委員
会議内容	・素案の検討について
会議資料	・対話集会質問・意見集 ・対話集会アンケート
発言内容	<p>1. 広報PI部会からの報告 (伊田委員より報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部会で開催した「対話集会」での意見は、広報PIチームと事務局でまとめ、11月18日開催予定の運営調整部会で報告し、起草委員会において素案づくりの参考にしてもらう。 ・素案を公表し、これに対する市民からのパブリック・コメントと職員アンケート(庁内パブリック・コメント)を10月20日から11月18日まで実施している。 ・この市民向けパブリック・コメントの周知のため、市内の施設にポスターを掲示した。 ・川口市市民活動と行政との協働推進懇談会から提出された素案についての意見の取り扱いについて、広報PIチームで検討している。 <p>(質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員向けアンケートはどのような内容のものか。 紙資料提示 <p>2. 編集委員会から起草委員会への引き継ぎの報告 (鈴木部会長代理より報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起草委員会での検討スタンスは、素案の内容に基づき、条文化していく。その際、文脈から、言葉の入れ替えはあるが、基本的な意味合いの変更はしない。 ・もし、内容に追加や削除の必要が出た場合は、運営調整部会に諮り、判断してもらう。 <p>(質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素案の中で意見が分かれている部分があるが、その扱いはどうするの

か。

両方の意見を折衷した形で作るようだ。

- ・素案には、大きく二つのスタンスが盛り込まれているように思う。一つは、市民の権利を確立することが目的という、協働に関しても市民の権利が強調されている面と、もう一つは、まちづくりを市民と行政と一緒に協働で進めていくという二つの側面が含まれているように感じる。

編集委員会では、検討していく上で、最初は、市民が権力をコントロールするということが念頭にあった。しかし、検討が進んでいく中で、協働の姿勢も盛り込まなければならないということが浮かび上がってきた。川口市はそのような両方のスタンスが適合するのではないかという方向性、いわゆる体系で検討していた。

- ・50人の策定委員の中で、市民が行政をコントロールするという体系の考えを持つ委員は、果たしてどのくらいいるのか疑問である。むしろ、市民と行政は、一緒にやっていくという考えの委員が多いような気がする。両方を盛り込むというのは現実に即していない可能性がある。

絶対にどちらかという、0か100はないと思う。例えば70と30だったり、両方を盛り込む考えはできると思う。

3. 素案について

1) 名称

- ・最後は多数決やアンケートなどで決めるしかないのではないか。

2) 前文

- ・4つの案が出ており、これを起草委員会がまとめることになっている。

3) 目的

- ・市民の権利を実現することだけが目的ではないのではないか。

市民の役割のところにも、「お互いの権利を尊重する」等、権利がたくさん出てくる。今後、体系立てて検討すると、整理されると考えられる。

- ・素案（たたき台）にある従来のニュアンスである、自分達の街は自分達で作っていくという表現がよかった。権利を実現するためではなく、自らの手で自らの地域を作っていくための自治基本条例ではないか。

権利があった上でそのような活動が成り立つのではないか。

権利の実現を図るのではなく、権利を前提とした上でどのような街づくりをしていくのが重要である。その点を踏まえると現状の目的は違和感がある。

- ・権利があるということは、責務も必要なのではないか。

まずは権利が保障され、それで安心してまちづくりに参画した後に、

責務の話が出てくるのではないか。

権利ばかりが先行しすぎることに対しては違和感がある。権利ばかり主張して何でもが権利、ということになってしまうとそれは問題ではないか。

そもそも、今までは権利が保障されていなかった。ただ、まずは、権利を主張してもよい、というところからスタートする必要があるのではないか。

権利を強調した文面になっているので、その点は修正すべきと考える。

4) 定義

・協働の定義：総務省の定義が分かりやすいのでこれを採用してはどうか。

定義が既に出ているのであるから、あえて条例に載せなくてもよいという意見がある。

・定義づけられなければ協働について正確に理解できないのではないか。

協働の定義は時代と共に変遷する性質をもっているため、自治基本条例で定義すべきではないのではないか。

協働が必要なのは誰もが否定しない方向性であるが、一本化できるほど共通認識がないというのも事実である。大きな方向性を示すに留めるという対応が現実的ではないか。

逐条解説に具体的な内容を盛り込むこととしたい。総務省の定義も逐条解説に入れたい。

5) 市民の権利

・「政治・行政への」は「市政への」とする。

6) 市民の役割

・「責務」はなくなったが、「～参画し自治能力を高めることに努める」は責務とも取れる内容である。

7) 事業者の役割

・「暮らしやすい地域社会」は曖昧で意味が分かりづらい。

8) 市民参加

・政策の立案の段階での参加の保障が必要。

・協働と一緒にしてもよいのではないか。内容を検討した結果として、一つの項目としてまとまるのであればまとめてもよい。

・逐条解説に、市民参加条例と協働推進条例については、概ね、3年後を目指して、一つの委員会（組織）で、一緒に検討することを盛り込みたい。

	<p>9) 地域コミュニティ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「既存の枠組み」の文言に違和感がある。 ・「町会・自治会など様々な地域団体や」のところに、「テーマ別の団体」も含めたい。このため「町会・自治会などの地域のさまざまな団体」としてほしい。 <p>10) 市政へのアクセス手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・逐条解説に市民提案制度を含めたい。 ・アクセス手段についても解説しておくほうがよい。市民に対する手法の周知の意味がある。 <p>11) 住民投票</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投票権、発議要件について記載するかどうか。投票権については、16歳や18歳といった低い年齢に設定して関心をもってもらうことも考えたい。発議要件は、ハードルを高くしておかなければ議会軽視につながる。 ・検討機関を設けることとする。 ・3年を目処に設置すべき、という年限は記載したい。 <p>12) 協働の原則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働してよい街を作っていく、というのが協働ではないのだろうか。「協働を求める権利を有する」という表現も、権利という側面が強く出ている。 今定義すると身動きがとれなくなる、という意見もある。正しい部分もあるが、今規定してしまうことが協働のネックとなることが懸念されるためにやや曖昧な表現になっているという面がある。 ・条例を整備するなどの取組の際の市民の参画に関するルールを逐条解説に含めておく必要があるのではないか。具体的な期間についても設定すべき。例えば委員会のような協議の場をきちんと設けること。3年を目処にということをも明記しておく。又、構成員については、半数は市民とするなどの条件も明記しておくべき。 <p>【次回部会について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民投票の要件、検討委員会のメンバー構成等の要件について課題として検討してくることとする。 ・残りの項目についての意見をまとめてくること。
次回以降日程	第27回 11月 5日(水) 18:30~